

政策会議付議事案書 (令和6年1月25日)

提案課名 保育こども園課

報告者名 稲垣 由美恵

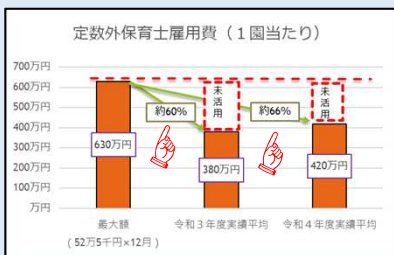
<p>事案名</p>	<p>定数外保育士雇用費に係る補助基準の見直しについて</p>	<p>資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>本市では、令和4年度から2年連続待機児童ゼロを達成し、「量」の確保において一定の成果を得ていますが、一方で、昨今の保育所等における子どもをめぐる事故や不適切な保育事案などにより、保育の「質」の向上が求められています。</p> <p>こうした社会情勢を受け、令和5年12月に閣議決定された国の「こども未来戦略」においても「幼児教育・保育の質の向上」が掲げられ、令和6年度から保育士の更なる処遇改善と3, 4, 5歳についての配置基準改善を進めることが示されましたが、1歳児の配置基準改善については、令和7年度以降に先送りとなりました。</p> <p>子育て支援の充実を図る上で保育の質の向上は最重要課題であり、安全な保育環境を確保していくためにも、特に1歳児の保育士配置改善が急務となっていることから、国の配置基準改善の動向に先駆け市単独での財政支援が必要となっています。</p> <p>また、本市の1歳児の保育士配置については、公立こども園が4対1（児童4人当たり保育士1人）であるのに対し、民間保育所等では、園によって国基準の6対1のまま保育が進めざるを得ない状況であり保育士の負担軽減を図る必要があります。</p> <p>令和4年12月定例会月会議において、秦野市私立保育園園長会（以下、「園長会」という。）から提出された「私立認可保育所及び認定こども園の保育士・保育教諭配置数の改善を求める陳情」（以下、「陳情」という。）が採択されたことも踏まえ、民間保育所等においても公立園と同様に、1歳児の保育士配置を4対1とすること等をより実現しやすくするため、定数外保育士雇用費に係る補助基準を見直し、安心・安全な保育が進められるよう取り組むものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 経過</p> <p>令和4年12月 園長会から提出された陳情が採択された。</p> <p>〃 園長会と市長との懇談会の場においても、1歳児の4対1配置について意見が寄せられた。</p> <p>令和5年5月 第1回保育の質の向上に向けた意見交換会 (現状の課題等の共有及び意見交換)</p> <p>7月 民間保育所等へのアンケート実施</p> <p>〃 他市への照会（1歳児の補助メニューの有無や市単独補助金のR4決算状況等）</p> <p>9月 第2回保育の質の向上に向けた意見交換会 (事前アンケートで寄せられた意見を基に、複数の補助基準見直し案を提示し、意見交換)</p> <p>12月 第3回保育の質の向上に向けた意見交換会 (補助基準見直しの検討状況を報告、意見交換)</p>	

経過・検討結果	<p>2 検討結果（資料1参照）</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>ア 民間保育所等における1歳児の職員配置について、公立と同様に4対1配置を実現しやすくする見直しを行うこと。</p> <p>イ アを実施するための財源確保を図るため、定数外保育士雇用費の対象保育士数を2.5人分から1.5人分と変更するが、アンケート結果を踏まえ、補助を受けやすくするため人数区分を細分化すること。</p> <p>ウ 所要額 年間約1億4,577万円</p> <p>(2) 改正時期</p> <p>令和6年4月1日</p>
決定等を要する事項	<p>次のとおり、定数外保育士雇用費の見直しを行うこと。</p> <p>1 1歳児特別配置改善分として、保育所、認定こども園、小規模保育事業所を対象とし、1歳児の保育士の4対1配置を、より実現しやすくする見直しを行うこと。</p> <p>2 1歳児以外の人数及び月額区分を細分化すること。</p>
今後の取扱い	<p>令和6年2月 第4回保育の質の向上に向けた意見交換会 (補助基準見直し案の報告)</p> <p>令和6年4月 保育所等支援事業補助金交付要綱の改正・施行</p>

現状と課題

①秦野市私立保育園園長から陳情提出「私立認可保育所及び認定こども園の保育士・保育教諭配置数の改善を求める陳情」が令和4年12月定例会会議において採択

②定数外保育士雇用費の課題  
保育士確保が難しい状況にあるため、令和3年度は約60%、令和4年度は約66%と、低い活用状況となっている。



③こども未来戦略 (R5.12.22閣議決定) 国の「保育関係予算概算要求」(R5.9月)では、1歳児は5対1まで加算対象とされていたが、こども未来戦略の閣議決定を受け、「保育関係予算案」(R5.12月)では1歳児の5対1加算が削除された。

現状と課題を踏まえた方向性

①公立と同様に、1歳児の保育士配置を4対1とすることをより実現しやすくするため、補助基準の見直しを行う。

②見直しに当たっては、活用状況の低い従来の「定数外保育士雇用費」を最大限活用する。(資料右下「事業費の枠組み」参照) ※議会からも要望あり

③単価は、公立こども園の基準となる「会計年度任用職員単価表」に準じて設定し、人数区分についても、補助を受けやすいよう細分化する。

④保育士の確保が難しい現状を踏まえ、現行の対象人数である2.5名は維持し、そのうち1名を1歳児の職員に移行し活用しやすくするとともに、1歳児の職員配置が2名以上必要な場合には、その分も対象とする。

単価 × 人数 = 補助額

【対象人数の設定イメージ】



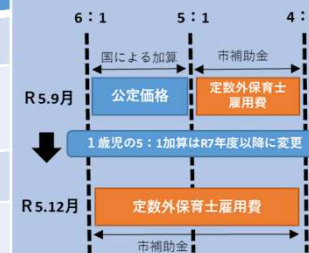
対象人数 【令和4年度 定数外保育士配置実績(全国)】

R4	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
定数外総数	71.9	65.0	69.6	58.3	61.8	51.2	51.2	42.3	42.3	36.1	36.4	40.1	0.9以下
1園当たり人数	3.13	2.83	3.03	2.53	2.69	2.23	2.23	1.84	1.84	1.57	1.58	1.74	1.0~1.9
四半期単位平均	3.00			2.48			1.97			1.63			2.0~2.4
前期比	—			-21.0%			-25.9%			-20.9%			2.5以上
対4-6前期	—			-21.0%			-34.3%			-45.7%			

※年度が進むにつれ、児童数が増えることに伴い、定数外が定数カウントされ、定数外としての保育士が減ってしまう。  
※そのため、年度途中での保育士確保が難しい状況となる。

国の配置基準の見直しについて

R5	国が定める配置基準 (最低基準)	R6~	国が定める配置基準 (最低基準)
0歳児	3対1	0歳児	3対1
1歳児	6対1	1歳児	6対1 ※R7年度以降5対1検討
2歳児	6対1	2歳児	6対1
3歳児	20対1⇒3歳児配置処遇改善加算有	3歳児	15対1へ改善(経過措置有)
4,5歳児	30対1⇒チーム保育推進加算等取得している園は加算有	4,5歳児	25対1へ改善(経過措置有)



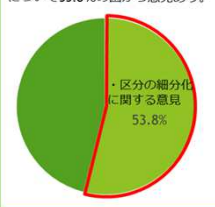
定数外保育士雇用費の見直し

現行 R5予算：92,610,000円

【対象】保育所(23園)  
【人数区分及び月額単価】

人数	月額
1.0人~1.9人	210,000円
2.0人~2.4人	420,000円
2.5人以上	525,000円

【アンケート結果参照】  
問23「定数外保育士雇用費」について、ご意見や改善に対する提案等がありましたらお聞かせください。の回答のうち、区分の細分化について53.8%の園から意見あり。



見直し案 (R6予算案)：135,720,000円

再見直し案：145,765,200円

①1歳児以外  
見直し案：52,920,000円  
再見直し案：58,386,000円

【対象】保育所(23園)  
【人数区分及び月額単価】

人数	月額
0.5人~0.9人	111,000円
1.0人~1.4人	222,000円
1.5人以上	333,000円

(※アンケート結果を踏まえ、細分化)

安全な保育の提供や保育士の負担軽減の観点から、公立と同様に、市内の民間保育所等において、1歳児の保育士配置を4対1とすることをより実現しやすくすることで、保育の質の向上を図ります。

- クラス
- 0歳児
- 1歳児
- 2歳児
- 3歳児
- 4歳児
- 5歳児

②1歳児特別配置改善分 (4対1)  
見直し案：82,800,000円  
再見直し案：87,379,200円

【対象】保育所(23園)  
認定こども園(4園)  
小規模保育事業所(2園)

【人数区分及び月額単価】

人数	月額
1人につき	222,000円

事業費の枠組み

定数外保育士雇用費の交付実績は低い状況となっていることから、スクラップ・アンド・ビルドを基本とする。

同メニューを最大限活用できた場合の金額(144,900,000円)を目安として、現在未活用となっている部分も活用しながら、1歳児の保育士配置改善分も含めて整理するもの。

なお、予算編成時に参考とした国の「保育関係予算概算要求」(R5.9月)では、1歳児は5対1まで加算対象とされていたが、こども未来戦略の閣議決定を受け、「保育関係予算案」(R5.12月)では1歳児の加算が削除されたため、再見直し案では6対1から4対1の差分を対象としている。

